

人材紹介基本契約書

見本

(以下甲)と、株式会社 ISITEN (以下乙)とは職業安定法に基づく人材紹介に関し、下記の通り基本契約を締結する。
この契約を証するために本書を2通作成し、甲、乙各1通を保有する。

第1条【目的】

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材紹介を依頼し、乙は甲に求職者の情報を提供し、雇用契約（本契約において、「雇用契約」とは、契約の名称を問わず、求職者と求人者の間に雇用関係を生じさせる契約をいう。以下同じ。）の成立をあっせんする（以下、「紹介」という。）ものとする。

第2条【活動事項】

乙は甲に対し、職業安定法に定める職業紹介の業務に関し、求職者の紹介に関する業務を行う。甲は、乙が紹介した求職者の面談履歴及び採否など、速やかに乙宛に連絡するものとする。求職者と常勤又は非常勤の雇用契約を締結する（内定を含む。以下同じ。）場合、甲は乙に、内定通知書又は採用条件通知書（以下「通知書」という。）に押印し速やかに提出するものとする。

第3条【紹介料金】

甲が、本契約の有効期間中に、乙が紹介した求職者と常勤又は非常勤の雇用契約を締結した場合（以下、本契約の有効期間中に、乙が紹介した後に、甲が採用を決定し、常勤又は非常勤の雇用契約を締結した求職者を「採用決定者」という。）、甲は乙に下記の通り紹介料金を支払う。

第1項 紹介料金は、以下の表1記載の計算式に基づき計算する。ただし、内定辞退又は内定取り消しの場合は、第8項に定める計算式により計算する。

【表1】

常勤契約	想定年収×20%
非常勤契約	(定期非常勤) 想定年収×20% (勤務1回あたりの給与×想定勤務回数×20%) ※想定勤務回数は月1日12回、月2日24回、月3日36回、月4日48回、 週1日52回、週2日104回、週3日156回 (スポット非常勤) 勤務1回あたりの給与×20%

第2項 表1にいう想定年収とは、採用決定者に対し、通知書により明示した月例給与（超過勤務手当、通勤手当を除く算定可能な諸手当を含む。）の12ヶ月分と、前年度の甲の全従業員の平均賞与月数より算出した採用決定者の想定賞与額を合算した額をいう。

第3項 常勤契約の想定年収並びに非常勤契約の勤務1回あたりの給与は、採用決定時に、通知書により別途定めるものとする。想定勤務回数は上記計算表に基づき回数を定める。

第4項 甲は、乙に対し、乙が紹介した求職者の初回勤務日の属する月の当月末日までに、紹介料金の全額を乙の指定する銀行口座に振込んで支払わなければならない。振込み手数料は甲の負担とする。但し、第5項または第8項に該当する場合の支払日は、各項がそれぞれ定める日までとする。

第5項 乙が甲に対し、職業安定法に定める職業紹介の業務を行い、甲と雇用契約を締結した求職者について、当該採用決定者の初回勤務日から起算し、勤続1年を経過しない間に、甲が通知書記載の雇用条件を変更し、昇給など想定年収又は勤務1回あたりの給与が増加する場合、若しくは、勤務日数の増加など想定勤務回数が増加する等の紹介料金が增加する事情が生じた場合は、甲は乙に対し、当該雇用条件の変更内容を速やかに通知すると共に、当該雇用条件の変更内容に応じて増加した紹介料金を追加して支払わなければならない。なお、本項により増加する紹介料金の算定方法は、第1項表1記載の計算方法に従う。

第6項 前項に該当する場合、乙は甲に対し増加する紹介料金の請求書を作成・送付し、甲は紹介料金が増加する事由が生じた日の当月末日までに、増加した紹介料金を支払わなければならない。

第7項 甲が、採用決定者の雇用契約につき、当初の雇用契約を非常勤契約とした場合若しくは試用期間を設定した場合においても、予め常勤職員になる時期が確定している場合、非常勤契約の紹介料金とは別に、甲は、乙に対し、常勤契約の紹介料金を支払わなければならない。但し、本項の場合の想定年収は、常勤契約時の採用条件における月例給与（超過勤務手当、通勤手当を除く算定可能な諸手当を含む。）の12ヶ月分及び前年度の甲の全従業員の平均賞与月数より算出した採用決定者の想定賞与額を合算した額とする。

第8項 内定から初回勤務日までの期間において、甲が甲の都合により採用決定者の内定を取り消した場合、甲は乙に対し、表1に基づく紹介料金の20%を、内定取消を申し出た月の翌月末日までに支払わなければならない。また、同期間において、採用決定者が自ら内定を辞退した場合には、甲は乙に対して紹介料金の支払い義務を負わないものとする。

第9項 甲が次の各号のいずれかに該当するときは、甲が乙に対し負担する全ての紹介料金について、甲は、乙からの通知、催告がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに全額を乙に現金にて支払う。

- (1) 本契約のいずれかの条項に違反したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生法等の申し立てを受け、もしくは自らこれを申し立てたとき
- (3) 支払停止の状態に陥り、また手形・小切手の不渡りをしたとき
- (4) 差押え、仮差押えを受けたとき、又は強制執行、滞納処分、競売等の申立てがあったとき
- (5) 租税公課を滞納して督促を受けたとき
- (6) 解散、合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
- (7) その他前各号に準ずる事情が生じたとき

第4条【消費税】

前条の紹介料金には消費税を含まないものとし、別途消費税として乙は甲に紹介料金とあわせて請求し、甲はこれに基づき乙に支払うものとする。

第5条【みなし報酬】

本契約の有効期間中、乙が、甲に対して、紹介した求職者を、甲が乙の合意または介添えなしに採用決定したとしても、乙が紹介したことにより採用を決定したものとみなし、甲は乙に対し、第3条に基づき算出される紹介料金を支払わなければならない。

第6条【紹介料金の返還】

第1項 甲と雇用契約を締結した求職者が初回勤務日から6ヶ月以内に甲との雇用契約を終了する場合には、乙は甲に対し、下記の表に基づき第3条に定める紹介料金の一部を返還するものとする。但し、第4項に定める事由が存する場合を除く。

1ヶ月以内に退職した場合	紹介料金の90%
2ヶ月以内に退職した場合	紹介料金の75%
3ヶ月以内に退職した場合	紹介料金の60%
4ヶ月以内に退職した場合	紹介料金の45%
5ヶ月以内に退職した場合	紹介料金の20%
6ヶ月以内に退職した場合	紹介料金の10%

- 第2項 前項に基づく紹介料金の一部返還に先立ち、甲は乙所定の返金確認書に押印した上で、乙に提出しなければならない。乙は、返金確認書に記載された退職日をもって第1項に基づく紹介料金の返還額及び返還日を決定する。
- 第3項 乙は、甲に対し、第1項に基づく紹介料金の返還を、当該退職者の退職日の属する月の翌々月5日までに、甲の指定する口座に、全額を振り込む方法で支払うものとする。振り込み手数料は乙が負担するものとする。但し、甲と採用決定者の間に労働審判、訴訟その他の紛争が生じている場合は、乙は、当該紛争の終了により第4項が適用されないと乙が判断できたときに、当該紛争の終了日から1ヶ月以内に紹介料金の一部を返還する。
- 第4項 次の場合には、本条第1項から第3項（第3項但書を除く）までは適用しない。
- (1) 甲が採用決定者を解雇（普通解雇か懲戒解雇かを問わない。）する場合。
 - (2) 甲の都合により合意退職する場合
 - (3) 採用決定者の死亡に基づき雇用契約が終了する場合
 - (4) 実際の労働条件が通知書と異なることを理由に採用決定者が退職する場合
 - (5) 前号のほか、甲の責めに帰すべき事由に基づいての採用決定者が退職する場合
 - (6) 採用決定者の都合による退職後、1年以内に甲と当該採用決定者が再び雇用契約を締結した場合

第7条【責任範囲及び免責事項】

- 第1項 甲及び乙は、乙が甲に紹介した求職者の採否について、甲が、自らの責任と判断において、決定するものであることを確認する。
- 第2項 甲及び乙は、乙が甲に対して提供する情報は、求職者から提供を受けた情報を加工することなく提供するものであり、当該情報の網羅性及び真実性を保証するものではないことを確認する。
- 第3項 採用決定者と甲の間に発生した係争に関する費用及びその結果発生した損害、又は、採用決定者が甲に対する労務の提供を怠り、損害を与えたとしても、その理由の如何を問わず、乙は何らの責任を負わない。

第8条【機密保持】

- 第1項 甲・乙双方は、本契約の有効期間内は勿論、本契約の有効期間終了後においても、本契約に関連して相手方から得た情報を一切外部に漏らしてはならない。但し、相手方及び求職者の同意を得た場合を除く。
- 第2項 甲は、採用に至らなかった求職者に関して乙から提供された情報を、採用しないことを決定した日から1週間以内に、乙に返却及び破棄しなければならない。

第9条【違約金】

- 第1項 甲は、乙が甲に対し紹介した求職者と、本契約の終了日から1年を経過する日までに、乙を介することなく、雇用契約、委任契約、請負契約その他の求職者からの労務の提供を含む契約を締結してはならない。但し、乙の同意を得た場合はこの限りではない。
- 第2項 前項の規定に違反した場合、甲は乙に対し、第3条に基づき算出される紹介料金と同額を違約金として直ちに支払わなければならない。

第10条【反社会的勢力排除】

- 第1項 甲及び乙は、相手方が反社会勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力」という。））に該当し、または反社会勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 反社会勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (4) その他反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 第2項 甲および乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何ら催告をようすることなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて自己の信用を棄損し、または自己の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 第3項 甲または乙が本条に基づき本契約を解除した場合、被解除当事者は何ら賠償を請求せず、また、解除当事者に生じた損害を賠償しなければならない。

第11条【契約期間】

- 第1項 本契約の有効期間は契約締結日より1年間とする。
- 第2項 本契約の有効期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも書面による本契約の終了または変更にかかる意思表示のない場合は、本契約の有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3項 甲および乙は、本契約の有効期間中であっても、書面による3カ月前の予告をもって本契約を将来に向けて解除することができる。この場合、当該予告を受けた当事者は本契約の終了に起因して生じた損害につき相手方に対して賠償請求をすることができない。
- 第4項 本契約の終了は、本契約の有効期間中に雇用契約が締結された採用決定者に関する乙の甲に対する紹介料金の請求を妨げない。

第12条【準拠法および裁判管轄】

本契約の準拠法は日本法とする。甲及び乙は、本契約につき紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

第13条【疑義事項】

本契約に関し疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議する。

令和 年 月 日
(甲)

所在地：

法人名：

代表者名：

印

(乙)

所在地：東京都葛飾区亀有一丁目15番23号
間医療モール3階

社 名：株式会社 ISITEN

代表者名：代表取締役 金子 大志

印